

会員限定 働き方改革関連法セミナーが開催されました 参加者の9割以上が「満足」

平成30年8月24日 東京都内において、働き方改革関連法セミナー「働き方改革をチャンスにできる会社になるために～今から準備しておくこと～」を会員限定で開催、95名にご参加いただきました。

講師には、実務的な講演には定評がある、田原映世社会保険労務士（北桜労働法務事務所 代表）を招聘して、本年7月6日に公布された働き方改革関連法において、とりわけ業界や現場で働くスタッフにとって重要と思われる「同一労働同一賃金」、「時間外労働の上限規制と罰則」を中心に、労働者派遣法や労働基準法など関連する条文の解説や、条文を読み解くことで想定される諸課題の解説に重点を置いた内容となりました。

また、製造系人材サービス会社として今から準備しておくことは、「派遣労働者の時間外及び休日の労働については、派遣先を使用者とみなして労働基準法の罰則等が適用されることから、派遣先との間で、派遣労働者の労働時間の管理体制を確立させることが急務である。その上で、不合理な待遇の禁止等の観点から、通勤手当をはじめとする実費支弁の取り扱いについても、派遣先との協議を見据えた検討が必要だ」と解説されました。

講演は、参加の皆さまから好評を博し、アンケートの結果では9割以上が満足したと答え、「非常に分かりやすい説明で理解が深まった」、「関係政省令の制定後には、さらに詳しい実務セミナーの開催を希望する」といった声が多く寄せられました。また、各社における働き方改革の取組状況を訊いたところ、「長時間労働の是正」が7割以上と最も多く、加えて、働き方改革を実現するためにどのようなことが重要と思うかの問いには、「顧客の協力・理解」、「人事・労務制度の改定」といった回答が多く寄せられました。当協会としては、このようなご意見を踏まえて、タイムリーな情報提供、セミナーの開催に取り組んでまいります。



【お問い合わせ先】

一般社団法人 日本生産技能労務協会 事務局 TEL: (03)6721-5361 FAX: (03)6721-5362